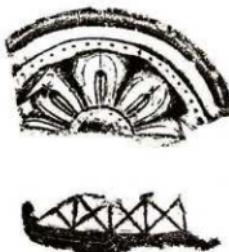


長寺(横枕古墳群)遺跡

— 犬上郡甲良町長寺所在 —



1989

滋賀県教育委員会

財団法人滋賀県文化財保護協会

長寺(横枕古墳群)遺跡

— 犬上郡甲良町長寺所在 —

1989

滋賀県教育委員会

財団法人滋賀県文化財保護協会

序

滋賀県教育委員会では、活力のある県民社会、生き甲斐のある生活を築くための一つとして、文化環境づくりに取り込んでいます。特に文化財保護行政にたずさわるものとして、近年の社会変化に即応し県下の実情や将来あるべき姿を見定めつつ、文化財の保護と活用に努めております。

先人が残してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝でもあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方々の文化財に対する深い御理解と御協力を得なければなりません。

ここに、昭和63年度に実施しました県営は場整備事業に係る発掘調査の結果を昭和63年度から平成元年度に整理調査を実施し取りまとめましたので、御高覧のうえ今後の埋蔵文化財の御理解に役立てていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施に御理解と御協力を頂きました地元の方々、並びに関係機関に対して厚く御礼申し上げます。

平成元年 8月

滋賀県教育委員会

教育長 西池 季節

例　　言

1. 本書は、県営ほ場整備作業に伴う犬上郡甲良町長寺遺跡（横枕古墳群遺跡）の発掘調査報告書で、発掘調査を昭和63年度に、整理調査を昭和63年度・平成元年度に行ったものである。
2. 本調査は、滋賀県農林部からの依頼により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、財団法人滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
3. 本事業の事務局は次のとおりである。

昭和63年度 滋賀県教育委員会

文化財保護課長
課長補佐
埋蔵文化財係長
管理係主任主事

堀出亀与嗣
小川 啓雄
林 博通
山出 隆

財団法人滋賀県文化財保護協会

理事長 吉崎 貞一
事務局長 中嶋 良一
企画調査課長 近藤 滋
調査第一係技師 大崎 哲人
総務課長 山下 弘

平成元年度 滋賀県教育委員会

文化財保護課長
課長補佐
埋蔵文化財係長
埋蔵文化財主任技師
管理係主任主事

伊香 照男
小川 啓雄
近藤 滋
田路 正幸
山出 隆

財団法人滋賀県文化財保護協会

理事長 吉崎 貞一
事務局長 中嶋 良一
専門員兼企画調査課長 林 博通
調査第一係長 大橋 信弥
調査普及課技師 人崎 哲人
総務課長 山下 弘

4. 本書では、方位は座標方向（国土座標M系）、高さは東京湾平均海面を基準としている。
5. 本書の執筆・編集は、調査担当者の大崎哲人がおこない、大嶋和彦がこれを補佐した。
6. 出上遺物や写真・図面については、滋賀県教育委員会で保管している。
7. 本書で報告する発掘調査は、横枕古墳群遺跡の周知範囲内であったことにより、横枕古墳群遺跡発掘調査として実施されたものである。調査を行った結果、集落および寺院跡の存在が確認され、横枕古墳群の北側に周知される長寺遺跡の広がりとしてとらえられることが明らかになった。したがって、本書においては長寺遺跡の名称をもって報告を行った。



第1図 遺跡位置図

目 次

1.はじめに	1
2.遺跡の位置と環境	1
3.調査の経過	1
4.調査の結果	3
1.遺構	
2.遺物	
3.小結	
5.まとめ	22

挿図目次

第1図 遺跡位置図	
第2図 周辺遺跡位置図	2
第3図 長寺遺跡トレンチ配置図	4
第4図 長寺遺跡第1トレンチ遺構全体図(1)	6
第5図 長寺遺跡第1トレンチ遺構全体図(2)	7
第6図 長寺遺跡第2トレンチ遺構全体図(1)	8
第7図 長寺遺跡第2トレンチ遺構全体図(2)	9
第8図 長寺遺跡遺構火灼図	10
第9図 長寺遺跡遺物実測図(1) 上器	11
第10図 長寺遺跡出土瓦凸面調整模式図	14
第11図 長寺遺跡遺物実測図(2) 瓦	15
第12図 長寺遺跡遺物実測図(3) 瓦	16
第13図 長寺遺跡遺物実測図(4) 瓦	17
第14図 長寺遺跡遺物実測図(5) 瓦	18

図版目次

- 図版一 (上) 調査前状況（調査地より北東方向をのぞむ）
(下) 発掘作業状況（第1トレンチ）
- 図版二 (上) 第1トレンチ 全景（西より）
(下) 第1トレンチ 東半部（西南より）
- 図版三 (上) 第1トレンチ 謄SD8801（西南より）
(下) 第1トレンチ 掘立柱建物SB8802（東より）
- 図版四 (上) 第2トレンチ 全景（東より）
(下) 第2トレンチ 全景（西より）
- 図版五 (上) 第2トレンチ 東半部（西より）
(下) 第2トレンチ 謄SD8802（西南より）
- 図版六 出土遺物 (1)
- 図版七 出土遺物 (2)
- 図版八 出土遺物 (3)
- 図版九 出土遺物 (4)
- 図版十 (上) 出土遺物 (5)
(下) 出土遺物 (6)

1. はじめに

本報告書は、昭和63年度県営は場整備事業（甲良東部地区長寺工区）に伴う、犬上郡甲良町長寺遺跡（横枕古墳群）の発掘調査の成果をまとめたものである。

今回行った発掘調査は、本遺跡における第1次調査となる。

調査にあたっては、甲良町下之郷、在土、長寺の方々や、関係諸機関のご協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2. 遺跡の位置と環境

長寺遺跡は、滋賀県犬上郡甲良町長寺地先に所在する。犬上川左岸扇状地の扇側部に立地しており、東から延びてくる低丘陵部から扇状地へと地形が移行する地点にあたる。遺跡の現状は水田地帯となっており、一部は東長寺の集落に重なっていく可能性がある。

遺跡周辺の水田畦畔には、犬上川左岸扇上地上に拡がるN27°Eの方位をとる方格地割が明瞭に認められる。また長寺の集落を中心として部分的に南北方位の地割によるものとみられる畦畔を認めることができる。

犬上川左岸扇状地においては、古墳時代中期以降に集落の形成が開拓され、7・8世紀代に至って大規模な農村集落へと展開する動向がみられる。周辺遺跡分布図（第2図）に示した甲良町下之郷遺跡、尼子南遺跡などは、扇状地扇尖部の開発において中心的・主体的役割を担った農村集落として把えることができ、扇状地の開発過程を遺跡の変遷から何うことのできる好例といえる。

一方、犬上川左岸扇状地の扇頂部から、西へ向けて延びる低丘陵の裾部にかけての一帯には古墳が多く認められている。甲良町池寺所在の四ッ塚古墳群などは、水田地帯の中に横穴式石室を内部主体とする墳丘が良好に遺存している好例である。すでに削平されているものも加えると相当数の古墳がこの一体に群を構成していたと思われる。しかし、同一扇状地上においては、これらの古墳の運営主体となるべき時期の集落としては、下之郷遺跡で7世紀初頭の堅穴住居2棟が確認されているだけであり、今ひとつ明らかでない。

3. 調査の経過

昭和63年度県営は場整備事業の甲良東部地区長寺工区工事は、甲良町長寺地先の水田地帯を対象とするものであり、『昭和60年度滋賀県遺跡地図』において周知されている横枕古墳群にかかるものであった。

そこで、工事に先立って、遺跡の広がりと状況を確認し、遺跡保護に供するための資料を得る



第2図 周辺遺跡位置図 (S = 1 : 25, 000)

ことを目的として試掘調査を実施した。工事による切土部分及び排水路計画部を対象に 2 m × 3 m の試掘坑を設定して調査を行った結果、古墳の存在は確認されなかったが、柱穴や溝、堅穴住居などが認められ、集落遺跡の存在が確かめられた。この結果をもとに、滋賀県教育委員会、滋賀県農林部耕地課、彦根駅事務所土地改良課の三者で協議が行われ、遺跡の保護策が講じられた。そして、工事設計変更によつても遺跡の現状保存が不可能な箇所を対象に発掘調査を行い、遺跡の記録化を図ることとなつた。

調査は、排水路部分の 2 箇所を対象として実施した。現地における発掘調査は、昭和63年 7月 27日より開始し、同年 8月 9 日まで実施した。さらに整理調査を平成元年 8月 31 日まで実施し、ここに掲載したごとくの成果を得た。

なお、本調査は横枕古墳群発掘調査として実施したが、調査の結果をうけて長寺遺跡として遺跡の発見通知がなされたので、長寺遺跡の名称を用いて報告を行つたしだいである。

4. 調査の結果

1. 遺構

(1) 第1トレンチ

長寺東の集落の南側に位置する。幅約3.0m、全長約98.0m、東西方向に設定したトレンチである。検出した主な遺構は掘立柱建物 2 棟、溝 1 条、落ち込み、井戸 1 基、土坑などである。

掘立柱建物 S B 8 8 0 1

トレンチの西端部付近に位置する。柱穴の規模や柱間の距離が一定ではないが、埴土の状況が等質であることから建物と想定した。東西 2 間 (2.75m) × 南北 1 間 (1.45m) 以上の掘立柱建物で、主軸を N 2° E にとる。柱穴の掘形は円形で直径約30~40cm、柱間は南辺東西が1.55m・1.20m、西辺南北が1.45mを測る。

掘立柱建物 S B 8 8 0 2

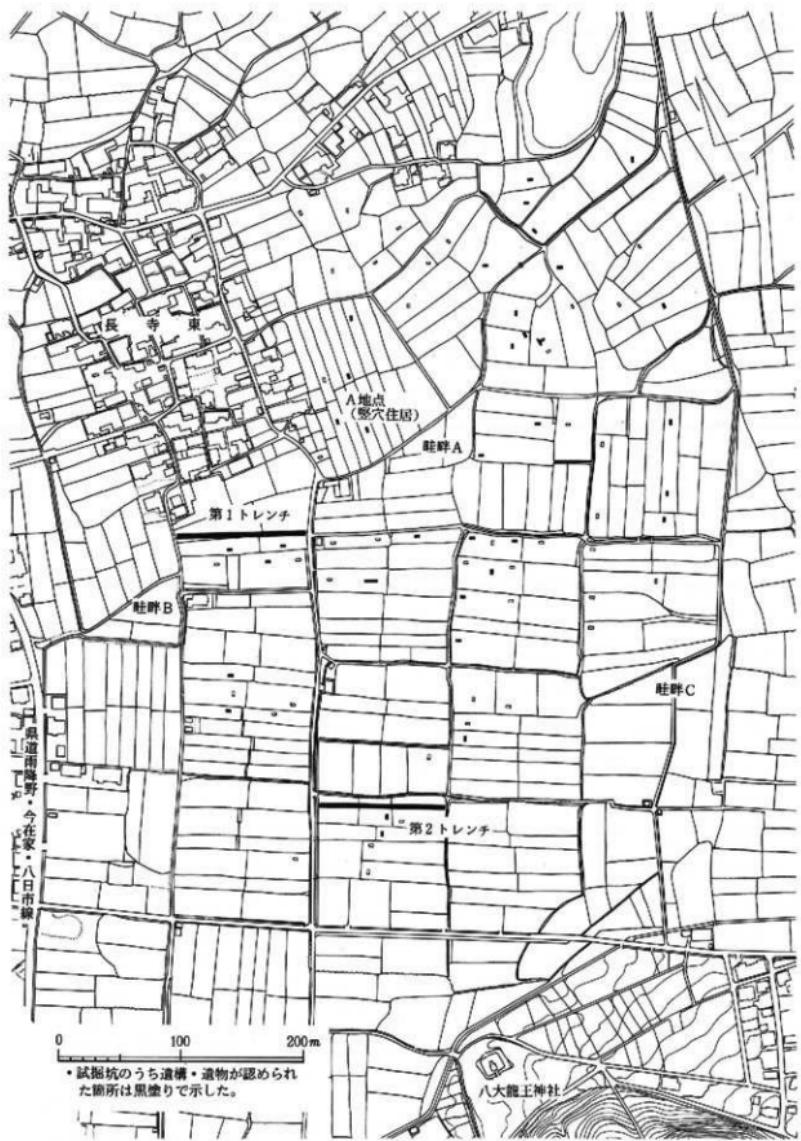
トレンチの東端部付近に位置する。東西 3 間 (8.02) × 南北 1 間以上の掘立柱建物で主軸を N 15° E にとる。柱穴の掘形は円形で直径約30~60cm、柱穴は直径約20~30cm、柱間は北辺東西が2.58m・2.70m・2.74mを測る。

溝 S D 8 8 0 1

トレンチ西半部に位置する。幅約1.68~2.40m、深さ約20cmの浅い溝である。およそ N 15° W の方位をとっている。

落ち込み S B 8 0 1

トレンチ西半部に位置する。比高差約30~40cmで西へ向けて大きく落ち込む。東側の肩部は N 3° E の方位をとる。埴土中に瓦を多数包含する。現状において認められる畦畔 A と畦畔 B (第3図) を直線で結んだ延長線上にあたる地点に位置しており、畦畔 A と畦畔 B と同じ地割に



第3図 長寺遺跡トレンチ配置図

伴うものと考えることができる。

井戸 S E 8 8 0 1

トレンチ中央やや東よりに位置する。東西約2.18m、南北約2.00m、深さ約0.50m以上を測る。ややゆがんだ隅丸方形のプランを呈する。井戸枠などは検出されなかった。埋土は灰褐色粘土が堆積し、下半には人頭大の河原石を多く含んだ状況にあった。

土坑 S K 8 8 0 1

トレンチの西端付近、掘立柱建物 S B 8 8 0 1 の東側に位置する。東西約3.65m以上、南北約1.00m、深さ約20cmを測る。隅丸方形のプランを呈し、北側には約30cm大の石材を乱雑に並べたような様相がみられる。東西のラインはN 3° Eの方位をとり、掘立柱建物 S B 8 8 0 1 とはほぼ同じ方位といえる。埋土に瓦片を含む。

(2) 第2トレンチ

第1トレンチの東南約250mに位置する。幅約3.0m、全長約99.5m、東西方向に設定したトレンチである。検出した主な遺構は、溝4条である。いずれもトレンチの中央付近にあり、トレンチの東端および西端部分については、暗褐色粘質礫土が厚く堆積しており、遺構の存在は認められなかつた。

溝 S D 8 8 0 2

トレンチのはば中央に位置する。幅約3.25m、深さ約20~30cmの溝で、およそN 2° Eの方位をとる。北側が約60cmの幅をもって深く掘り込まれている。埋土は数次にわたって堆積した状況がみうけられる。東側のS D 8 8 0 3 を切り込む。第2トレンチの東約200mの地点に認められる現状畦畔Cの延長にあたり、同じ地割ラインの痕跡と考えられる。

溝 S D 8 8 0 3

溝 S D 8 8 0 2 の東側に位置する。幅約40cm、深さ約25cmの溝で、溝 S D 8 8 0 2 よりもやや東への振りが小さい。

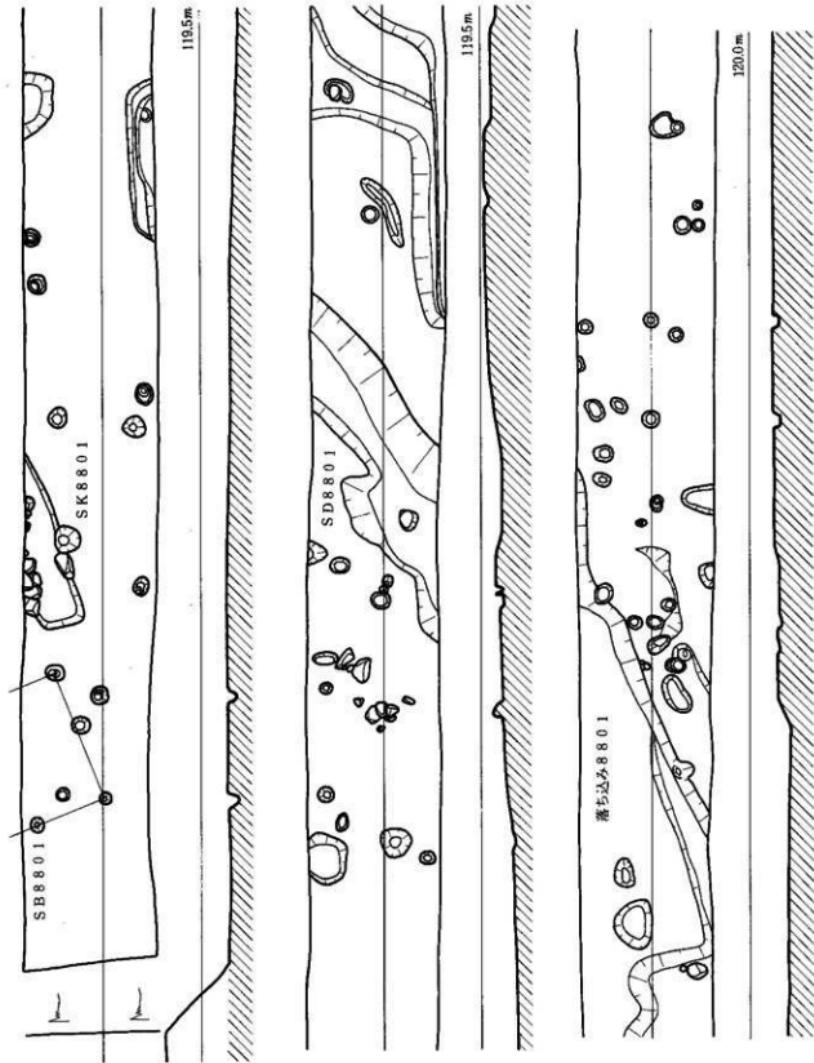
溝 S D 8 8 0 4・8 8 0 5

トレンチの中央やや東よりに位置する。平行する2条の溝で、およそN 2° Wの方位をとる。幅約35~40cm、深さ約15cmを測る。西側の溝 S D 8 8 0 2 ともほぼ同じ方位をとっている。

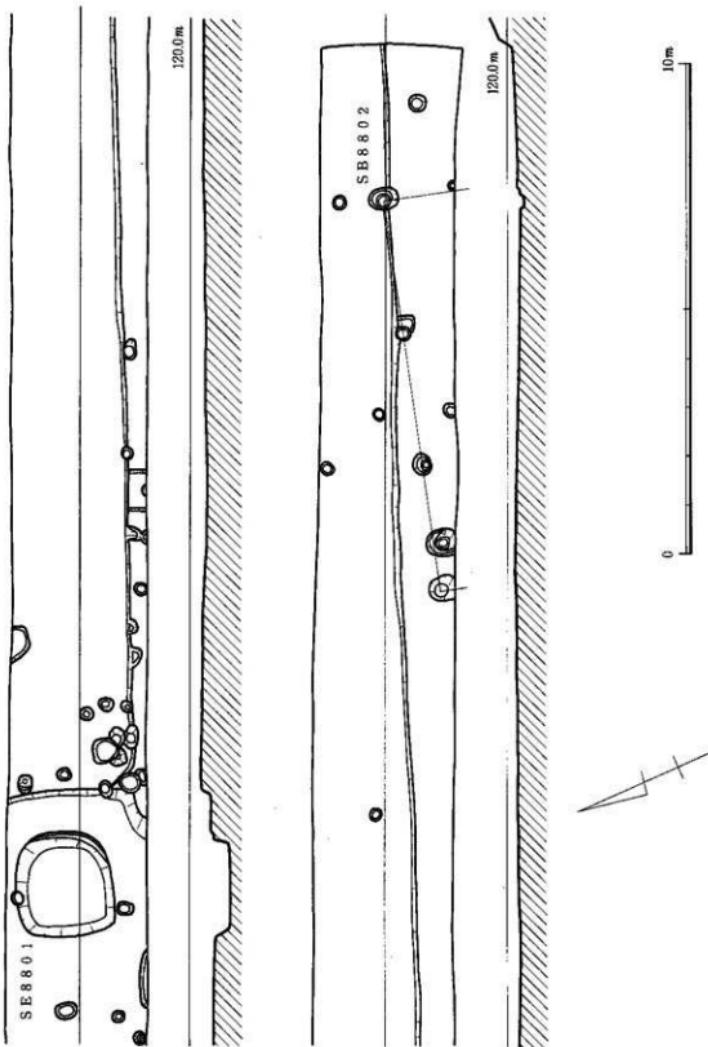
(3) 試掘トレンチの概略

本遺跡の発掘調査に先立つての試掘調査においては、第3図に示した7箇所に試掘坑を設定し調査を実施した。その内、遺構もしくは遺物が検出され、遺跡の存在が認められた地点は3箇所であった。その結果、遺跡は現在の長寺東の集落の南東部の水田地帯にひろがるものであることが明らかになり。その広がりは東側の池寺地先に向けて延びていく様相がみられる。

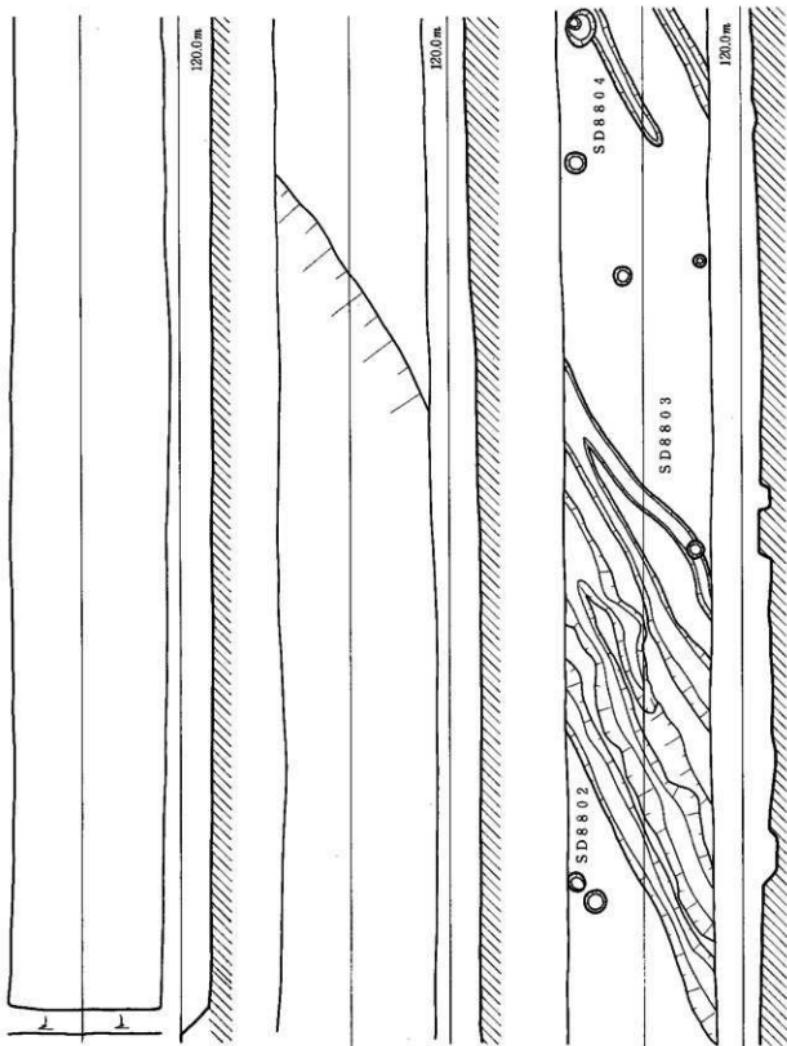
試掘坑の調査において検出された遺跡は、掘立柱建物の柱穴と考えられるピット、溝などが主



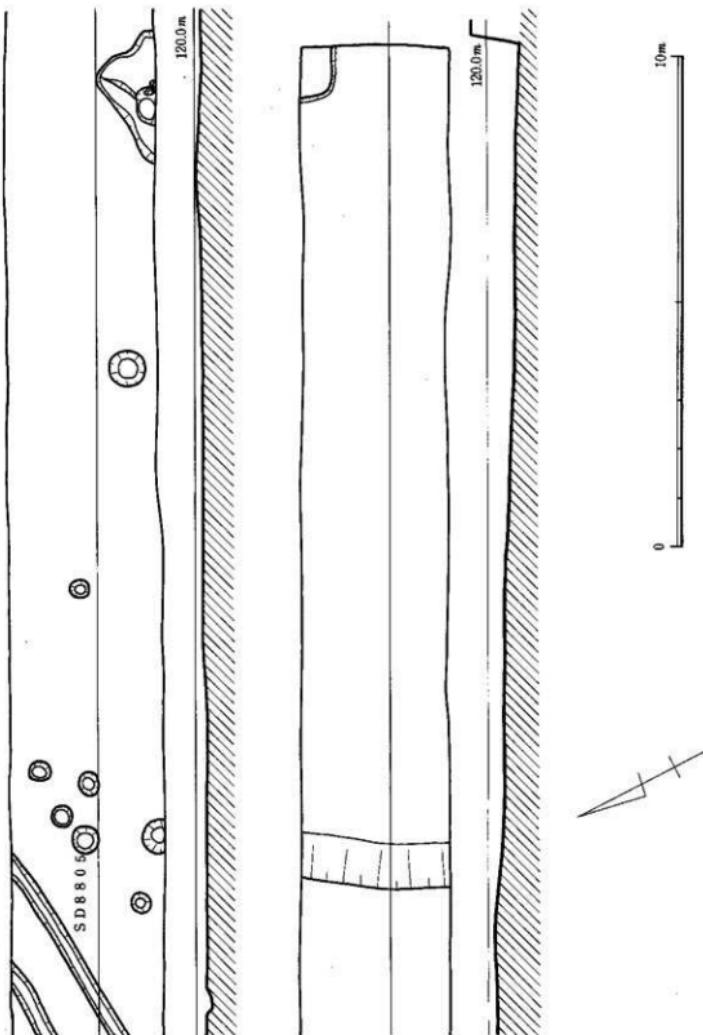
第4図 長寺遺跡第1トレンチ遺構全体図(1)



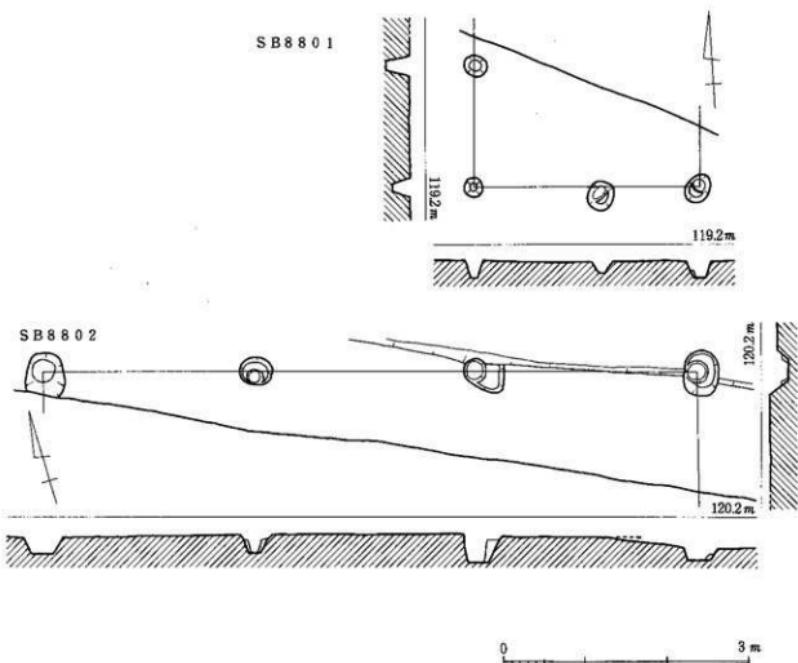
第5図 長寺遺跡第1トレンチ遺構全体図（2）



第6図 長寺遺跡第2トレンチ遺構全体図(1)



第7図 長寺遺跡第2トレンチ遺構全体図（2）



- | | |
|-------------|------------|
| 1 耕作土 | 9 黄褐色粘质土 |
| 2 床土(灰色粘质土) | 10 黄灰褐色粘质土 |
| 3 灰黄褐色土 | 11 青灰色砂质粘土 |
| 4 暗黄褐色粘质土 | 12 灰褐色砂质粘土 |
| 5 暗灰褐色粘质土 | 13 青灰色砂砾土 |
| 6 黄灰色粘质土 | 14 茶褐色粘质土 |
| 7 灰褐色砂质粘土 | 15 暗灰色砂质土 |
| 8 青灰色砂砾土 | |

第8図 長寺遺跡遺構実測図

であった。A地点においては、堅穴住居が確認されている。遺跡の検出面は、現在の水田面より約20~30cmの深さにあり、耕作土及び床土を除去した直下、もしくは若干量の遺物を包含する堆積土を薄くはさんで確認された。

2. 遺 物

今回の調査において出土した遺物は、遺物収納用コンテナに約5箱分におよぶ。その大半は第1トレンチから出土した瓦である。土器は、須恵器、土師器、灰釉陶器、綠釉陶器を出土している。以下、土器、瓦の順にその概略を述べる。

(1) 土 器

溝S D 8 8 0 1

須恵器の杯蓋・杯身・甕・灰釉陶器の碗・段皿を出土する。

須恵器の杯蓋（1）は、口縁部内面にかえりを有するタイプである。口縁およびかえりの端部はいずれも丸く納める。かえりの端部は口縁端部より上方の位置にある。天井部は回転ヘラケズリを施す。口径13.2cmを測る。

須恵器の杯身は、底部に高台を持つもの（2）と持たないもの（3~5）の2種が認められる。（2）は口径12.6cm、器高3.4cmを測る。体部はゆるやかに立ちあがり、口縁部はやや外反気味に開いて端部に至る。（3~5）はいずれも底部の細片である。（3）は、断面方形のやや外側にふんばる低い高台を持ち、高台径は8.4cmを測る。（4）は、ややいびつな断面台形の高台を持ち、高台径は8.8cmを測る。（5）は、大きく外側にふんばる高台を持ち、高台径は11.6cmを測る。

須恵器の甕（6）は、口径約48.2cm、体部最大径48.0cmを測る。胸部のはりの大きい球形の体部に、外反して開く口縁部がとりつく。口縁端部は、上面に内傾する面を有する。体部外面は縦方向のタタキの後にカキメを施す。体部内面には同心円文が認められる。

灰釉陶器の碗（ク）は、端部に若干の丸みを帯びた高台を持ち、体部はゆるやかに立ち上がる。高台径は8.2cmを測る。（8）は、断面が細い三角形の高台を持ち、高台径は7.8cmを測る。灰釉陶器の段皿（9）は、体部中半で外側にむけて屈曲し、内外面に段を有する。高台は低く丸味を持っている。口径12.4cm、器高2.1cm、高台径5.2cmを測る。

落ち込み S D 8 0 1

須恵器の杯蓋・杯身・灰釉陶器の碗を出土する。

須恵器の杯蓋は、扁平な宝珠つまみ（10）と、端部を内径気味に折り曲げて外側に面をもつ口縁部片（11）である。（11）は口径13.4cmを測る。杯身は、いずれも低い方形の高台を持ち、（12）、（13）共に高台径9.5cmを測る。

灰釉陶器の碗（14）は、やや幅の広い三日月高台を持つ。口縁部は若干外反して端部に至る。

口径12.0cm、器高3.0cm、高台径6.4cmを測る。椀(15)は、おそらく(16)を底部のもつものと思われる。口縁部の外反はわずかに認められて端部に至る。

溝SD8802

須恵器の杯蓋、縁釉陶器の椀を出土する。

須恵器の杯蓋(17)は、口縁端部を小さく下方に折り曲げて外側に面を持つもので、口径14.6cmを測る。

縁釉陶器の椀(18)は、高台端部に段を持つもので、ヘラガキの輪花が認められる。色調は深緑色を呈する。高台径は7.2cmを測る。

(2) 瓦

瓦は、第1トレンチの溝SD8801、落ち込み8801及び土坑SK8801と、その周辺の包含層から出土している。前述した第1トレンチ出土の上器とともに出土する状況であった。全てが破片の状態であり。完形品は含まれていなかった。ここでは、軒丸瓦、丸瓦、軒平瓦、平瓦の順にその概要を述べこととする。尚、実測図面については岡化したものについては全て掲載し、詳細は観察表を付して補った。

軒丸瓦

軒丸瓦は3点出土しており、いずれも単弁八葉蓮華文軒丸瓦である。これらには、瓦当中房の周辺に珠文帯を巡らすもの(20)と、珠文帯を巡らさないもの(21、43)の二種類が認められているようである。この二種には蓮弁の子葉の形状や外区外縁部の構成などにも差異を見ることができる。

(20)は、中房部分は表面の剥落が著しいため観察できない。中房の外側には珠文が巡り、蓮弁との間に隆起した圓線をもつ。蓮弁は単弁八葉で中に子葉をもつ。蓮弁中央には稜線が引かれており、子葉を貫いて弁端まで及んでいる。外区内縁部には珠文が巡っている。外区外縁部は二重の周縁からなり、各々浅い圓線を有する。

(21、43)は、(20)に見られたような中房を取りまく珠文は存在せず、中房に直接蓮弁が取りつく形をとっている。蓮弁の子葉の形状は、(20)のそれよりもやや長く、突出度も大きい。外区は内縁部に珠文が巡り、外縁部は一重の周縁からなっている。

瓦当と丸瓦部の接合痕は(43)において明瞭に観察される。丸瓦部の瓦当接合部分の小口に、へラ状工具による斜方向の切り込みが刻まれている。

丸瓦

丸瓦は、岡化したもので10点余り出土している。完存しているものではなく、全て破片である。観察される点として、凸面部の調整は繩目タタキの後に丁寧にナデを施し、凹面部の調整は布日痕を残すものがほとんどであるが、稀に布日痕の上から粗いナデを施すもの(51、52)が認められることがある。また、(24)においては凹面部に粘土紐の痕跡が、(48)においては布の縫ぎ箇所が、(49)においては分割界線と思われる燃縄痕が認められる。

軒平瓦

軒平瓦は2点出土している。(39)は、瓦当面の内区に「△」の幾何学文が小間隔をおいて繰り返されるもので、彫りが深く降起線の稜もシャープさをもつ。(40)は、(39)と同様の幾何学文が界線を共有しつつ連続して繰り返されるもので、降起線は(39)に比べるの鋭さをもっておらず、彫りも全体的に浅い。いずれも外区には文様をもたない。頸部は共に直線頸といわれるものである。凹面部の調整は、布目痕をナデによって削している。凸面部については、(39)においては後述するV類のナデ調整を施した後に縦目タタキを部分的に施しているが、(40)においては後述するⅡ類のナデ調整を施しており様相を異にしている。また、色調も(39)は青灰色系であり、(40)は褐色である。

平瓦

平瓦は図化したもので約40点が出上している。完存しているものではなく、全てが破片である。

凹面の調整は、そのほとんどが布目痕をとどめており、わずかに粗いナデ調整を施したもの(69~71)が認められる。

凸面の調整は、タタキや板状工具による横方向のナデつけの形態によって以下のI類からV類におおむね分類することが可能である。

I類 一般的な縦目タタキを施すもの。

40. 42. 69~71

II類 凹凸のある板状工具による横方向のナデつけを施すもので、凹線の幅は9~14mm、間隔は5~8mmである。断面は深いU字形を呈する。

41. 54. 67. 68

III類 同様の横方向のナデつけを施すもので、凹線の幅は6~9mm、間隔は2~3mmを測る。断面はU字形を呈し、II類に比べて条痕が細く、緻密である。

61~65

IV類 同様の横方向のナデつけを施すもので、凹線の幅は3~4mm、間隔は12mm前後を測る。断面はII類に比して浅く皿状を呈する。

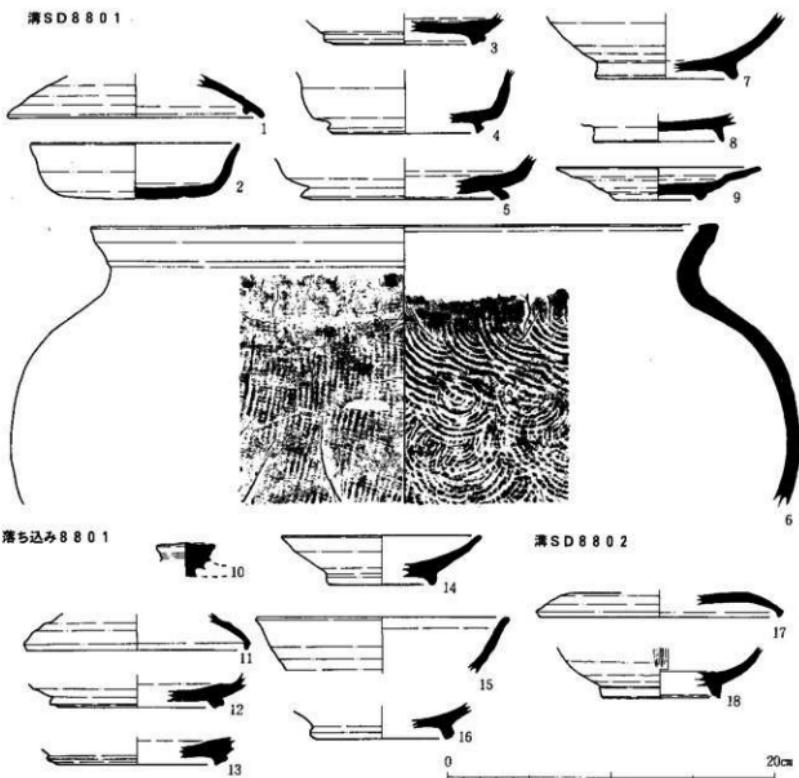
38. 58~60

V類 同様の横方向のナデつけを施すもので、凹線の幅は9~16mm、間隔は5~10mmを測る。断面は深い逆台形を呈し、シャープである。

39. 53. 55~57

これら5類は、今回の出土量の中ではほぼ同じ割合で出土している。このうち瓦当を伴うものは先述したようにII類とV類のものであった。

この他に観察される点として、(34)では凹面の布目痕に布の綴じ合わせ箇所がみられる。また、(59)では凹面に横方向にレンズ状の突起がみられ、桶を固定するための紐によるものと思われる。(32. 70. 71)においては、側面の分割破面が未調整のまま残されている。また、ほ

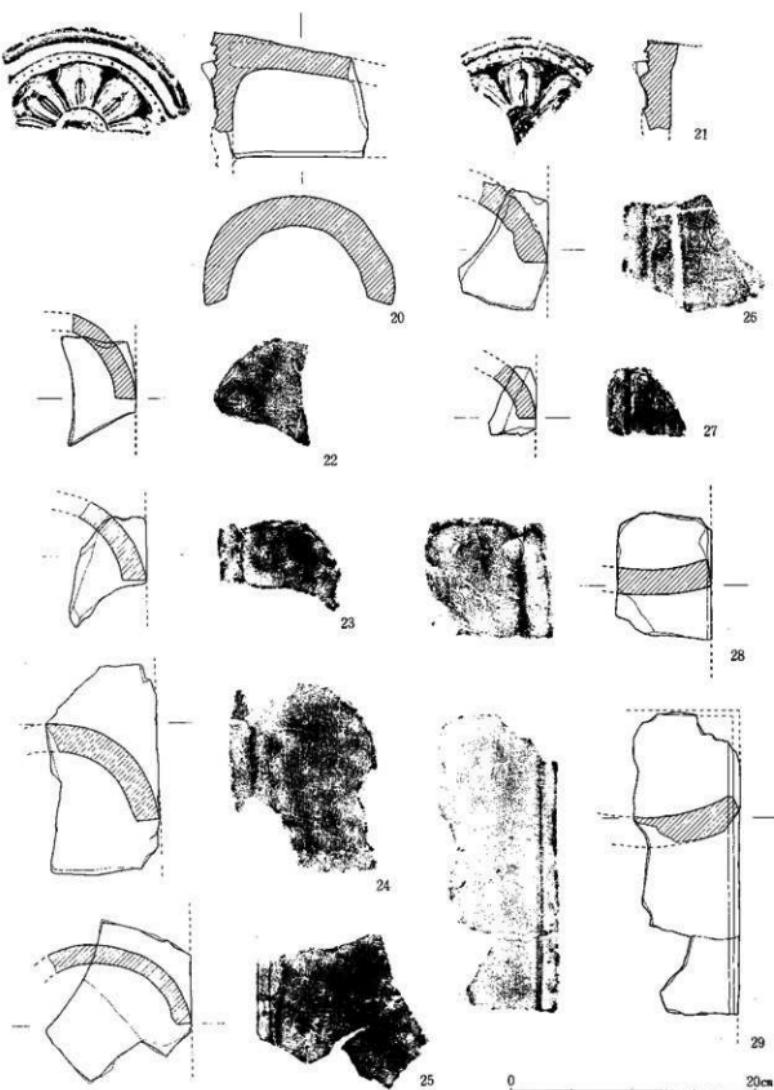


第9図 長寺遺跡遺物実測図(1) 土器

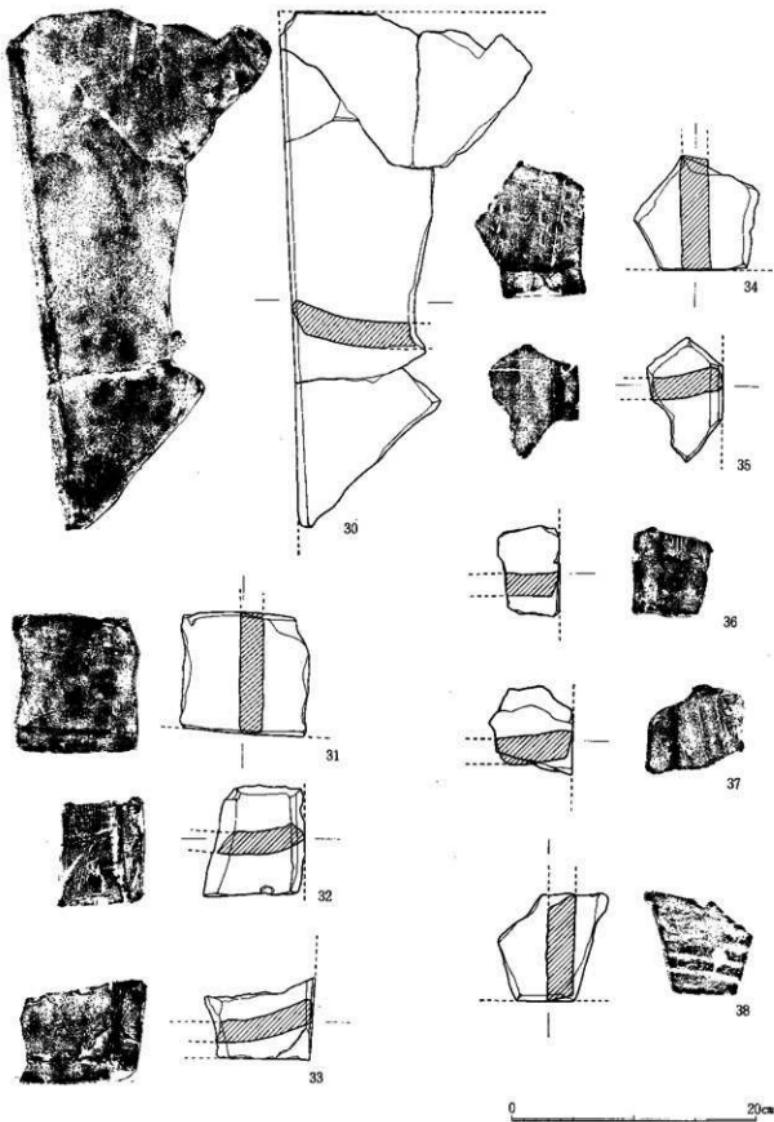
I 類	II 類	III 類	IV 類	V 類
oooooooooooo	~~~~~	~~~~~	~~~~~	

第10図 長寺遺跡出土瓦凸面調整模式図

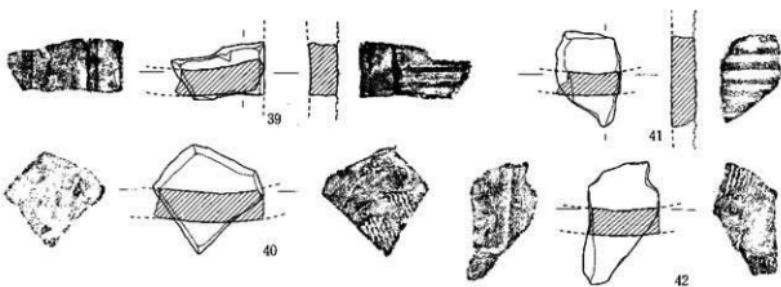
満SD8801



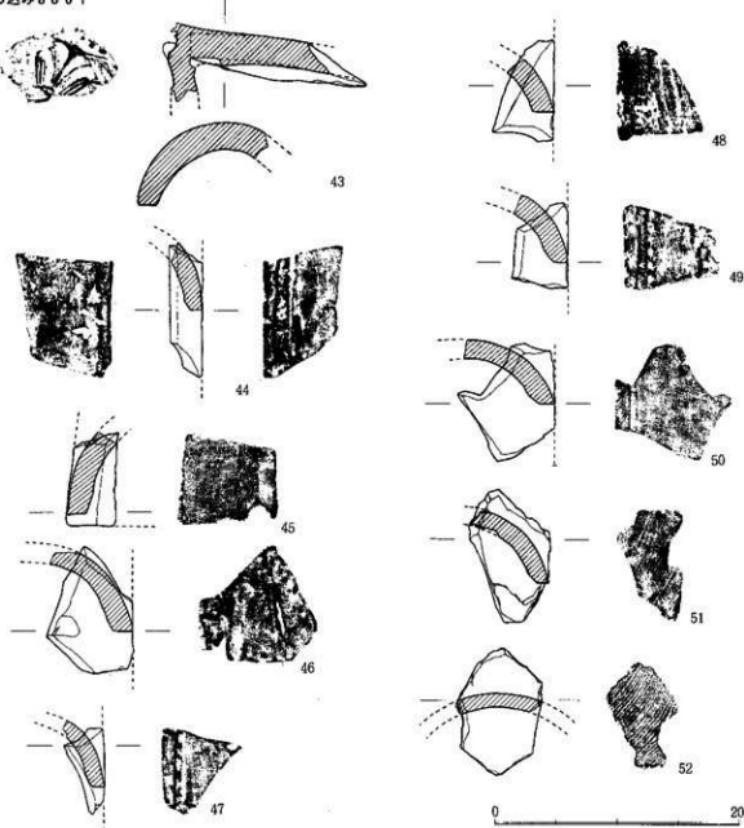
第11図 長寺遺跡遺物実測図(2) 瓦



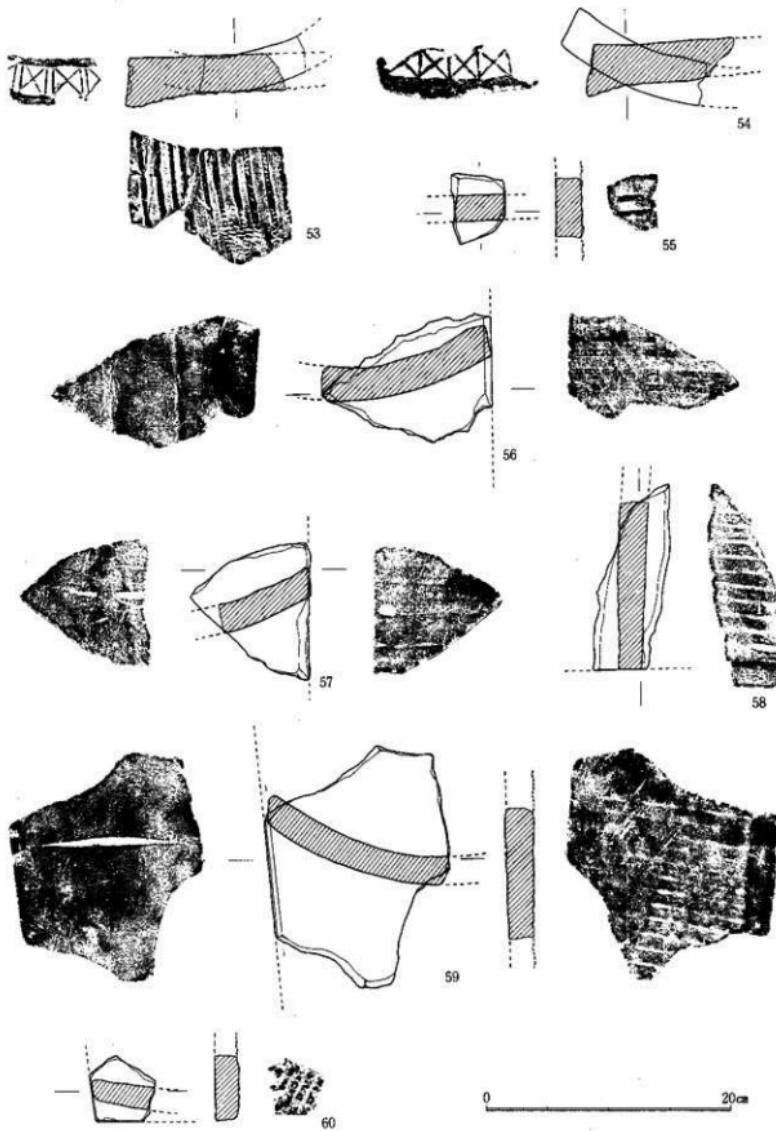
第12図 長寺遺跡遺物実測図(3) 瓦



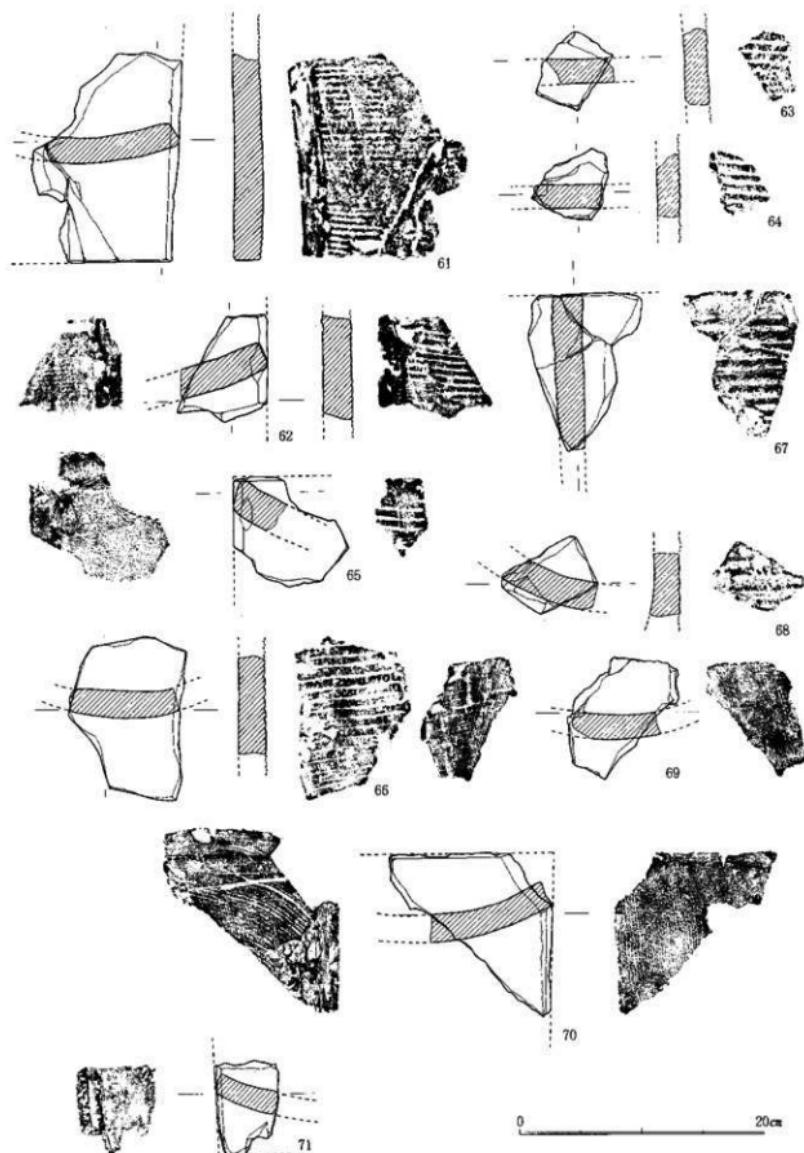
落ち込み 8801



第13図 長寺遺跡遺物実測図(4) 瓦



第14図 長寺遺跡遺物実測図(5) 瓦



第15図 長与遺跡遺物実測図（6） 瓦

NO	種別	色調	焼成	最大(厚味)	凹面調整	凸面調整	備考	出土層位
20	軒丸瓦	淡青灰色	堅 細	● 2. 6	布目をそのまま残す	タテ方向のナデ		書SD 8801
21	"	淡灰色	"	● 2. 6 (中房部)				"
22	丸瓦	"	"	● 1. 6	布目をそのまま残す	ナデ		"
23	"	"	やや軟	● 1. 9	"	タタキをナデによって消去するが一部残る		"
24	"	淡褐色	"	● 2. 3	"	"	凹面に粘土縞の痕跡が認められる	"
25	"	灰色	堅 細	● 1. 7	"	"		"
26	"	淡褐色	軟	○ 2. 2	"	不明		"
27	"	淡茶褐色	堅 細	● 1. 5	"	タテ方向のナデ		"
28	平瓦	淡褐色	やや軟	○ 2. 2	布目をナデ消す	ナデ		"
29	"	"	"	○ 2. 4	布目をそのまま残す	不明	横骨痕有り	"
30	"	"	軟	○ 2. 7	"	タタキⅠ類	"	"
31	"	淡灰褐色	やや軟	○ 2. 0	"	ヨコ方向のナデ	"	"
32	"	茶褐色	堅 細	○ 1. 9	"	タテとヨコ方向のナデ	分離破面が残る	"
33	"	灰色	"	● 1. 9	布目をナデ消すが一部残る	不明	布の織ぎ目が残る 横骨痕有り	"
34	"	淡褐色	やや軟	● 2. 3	布目をそのまま残す	不明	布の織ぎ目が残る 横骨痕有り	"
35	"	暗灰色	堅 細	● 2. 0	"	ナデ	横骨痕有り	"
36	"	淡褐色	やや軟	○ 1. 8	布目をナデ消すが一部残る	ヨコ方向のナデ		"
37	"	淡黄褐色	軟	○ 2. 3	布目をそのまま残す	不明	タタキⅡの可能性 がある	"
38	"	淡白褐色	"	○ 2. 2	布目をヨコ方向のナデにより消去	V類		"
39	"	灰褐色	堅 細	● 2. 4	一部布目をタテ方向のナデにより消去	V類	横骨痕有り	"
40	"	灰褐色	軟	○ 2. 4	布目をそのまま残す	タタキⅠの後 ヨコ方向のナデ	"	"
41	"	"	"	○ 1. 9	不明	V類	"	"
42	"	淡白褐色	"	○ 2. 1	布目をそのまま残す	タタキⅠ類	"	"
43	軒丸瓦	灰褐色	堅 細	● 2. 7	"	タテ方向のナデ	丸瓦の接合部に斜方 向の切れ目を入れる	落ち込み 8801
44	丸瓦	"	"	● 1. 5	"	タタキの後にナデ		"
45	"	灰色	"	● 1. 9	"	ナデ		"

第1表 長寺遺跡出土瓦観察表(1)

NO	種別	色調	焼成	最大(cm) 厚味	凹面調整	凸面調整	備考	卅十層位
46	"	灰褐色	やや軟	○ 1.7	布目をそのまま残す	タテ方向のナデ		落ち込み 8801
47	"	灰色	堅 級	● 1.3	"	ナデ		"
48	"	灰褐色	"	● 1.6	"	"		"
49	"	"	やや軟	● 1.7	"	ナデ	擦挫痕有り	"
50	"	灰色	堅 級	● 1.7	"	ヨコ方向のナデ		"
51	"	淡褐色	"	● 1.5	斜方向の粗いナデ	ナデ		"
52	"	"	"	● 1.2	"	タテ方向のナデ		"
53	軒平瓦	灰色	"	● 3.9 (瓦当部)	布目をナデ消す	V類を施した後に部分的にタタキを施す	直線類である	"
54	軒平瓦	淡褐色	軟	○ 3.6 (瓦当部)	"	II類	"	"
55	平瓦	"	"	○ 2.1	不明	V類		"
56	"	灰色	堅 級	● 2.7	布目をそのまま残す	V類を施した後タタキを施す	換骨痕有り	"
57	"	淡褐色	やや軟	○ 2.3	"	"	"	"
58	"	灰褐色	堅 級	● 2.3	布目をナデ消す	V類	"	"
59	"	淡灰褐色	やや軟	● 2.3	布目をそのまま残す	"	凹面にレンズ状の突起痕が認められる	"
60	"	淡褐色	"	○ 1.9	不明	"		"
61	"	"	軟	○ 2.1	"	II類		"
62	"	"	"	○ 2.3	布目をそのまま残す	"		"
63	"	"	やや軟	○ 2.0	不明	"		"
64	"	"	"	○ 1.9	"	"		"
65	"	"	軟	○ 2.7	布目をそのまま残す	"		"
66	"	"	やや軟	○ 2.2	"	"		"
67	"	"	軟	○ 2.5	"	II類	換骨痕有り	"
68	"	"	やや軟	○ 2.4	"	II類を施した後にタタキを施す		"
69	"	淡灰褐色	堅 級	● 2.1	布目の上から部分的に粗いナデを加える	タタキの後ナデ	換骨痕有り	"
70	"	淡褐色	"	● 2.2	"	"	分割破面が残る	"
71	"	淡灰褐色	"	● 2.0	"	"		"

(焼成の●は還元、○は酸化、◎は同一個体に還元、酸化部分の両方がある場合、もしくは中间色)

第2表 長寺遺跡出土瓦観察表(2)

とんどの平瓦凹面には桶巻きの模背痕が認められる。

3. 小 結

ここでは、調査の結果の小結として検出した遺構及び遺物の年代観などについての検討をおこないたい。

検出した遺構のうち、遺物を伴っていたのは、溝SD8801・8802・落ち込み8801が主たるものであった。このうち、第1トレンチの溝SD8801と落ち込み8801は、埋土の状況などより、同時に存在し埋没したものとみることができ、瓦の出土から瓦葺きの建物に関連するものと理解できる。遺物はおよそ2時期に大別でき、7世紀末頃の須恵器の一群と10世紀後半の灰釉陶器の一群がある。出土状況からは、これらの遺構の埋没時期が2期にわたるものとは理解できず、10世紀後半以後の一時期に埋没したものと考える方が妥当である。おそらく、7世紀末頃の瓦葺建物の成立を契機に開拓され、10世紀後半まで存続したものであろう。

一方、第2トレンチの溝SD8802からも、須恵器と灰釉陶器が出土しており、10世紀後半頃まで存続していたと考えられることがある。

これらの10世紀後半頃まで存続したと考えられる遺構は、いずれも周辺地域に部分的に残存して認められる畦畔と同じ方位をとるものであり、南北地割の終焉と、現在認められるN27°Eの方格地割の施行時期を知る手がかりとなるものであるといえる。

この他、掘立柱建物SB8802については、現行のN27°E地割に遺構がきられることから、それに先行するものと考えができるが、南北地割との前後関係については知り得る検出状況にはなかった。

5. まとめ

ここでは、本報告書のまとめとして、3つの点から長寺遺跡の調査成果について述べる。

犬上川左岸扇状地上の周辺遺跡との関連について

長寺遺跡は、先述したように横枕古墳群としての周知範囲にあたり、字名として寺院跡の存在が推察されるものの、遺跡の実態については全く明らかにはされているものではなかった。この遺跡の東側には、横穴式石室を内部主体とする四つ塚古墳群が存在しており、今回の調査対象地も、その古墳群の広がりとして認識されていたものであった。

犬上川の左岸扇状地上においては、甲良町下之郷遺跡をはじめとして、同町尼子南遺跡や法義寺遺跡、豊郷町四十九院遺跡や雨降野遺跡などが分布し、扇状地の開発母体である農村集落として位置づけられている。これらは、扇状地の扇尖部から扇裾部にかけての立地条件にあり、下之郷遺跡においては5世紀代、その他の遺跡においては7・8世紀代以降、扇状地の開発の動向とともに変遷していく集落景観を伺うことができる。

今回の調査結果により、長寺遺跡は集落遺跡もしくは寺院跡であることが明らかになった。このことにより、7世紀末頃には扇尖部を中心とした水田開発がやや高所に位置する長寺地先の扇側部をも含めた、扇状地のほぼ全面に及ぶ範囲において水田化がはかられ、農業経営がおこなわれるに至ったと考えができる。また、瓦の出土のみからの判断であり検討を要するものではあるが、寺院跡である可能性を積極的に評価する考え方でもできる。7世紀の末頃の段階において瓦葺建物を造営したのは、地域における有力者、指導的立場にある豪族層であり、犬上川左岸扇状地上の一連の遺跡の中において唯一、瓦葺建物が想定されることは、長寺地先に居住し長寺遺跡を形成した豪族が、あるいは扇状地開発において主体的、指導的役割をはたしていたと理解することもできる。この点については、犬上川左岸扇状地の開発過程に大きく関わる問題であり、今後十分に検討すべきである。

周辺地割との関連について

調査を実施した長寺地先の水田地帯においては、N27°～28°Eの方位をとる方格地割が普及しており、部分的に南北方位の地割畔群が認められる状況にある。犬上川左岸扇状地においての南北地割の存在と、その地割が方格地割に先行して施行されていることは、ここ数年来的発掘調査により明確化してきており、今回の調査成果もそれを確認し得るものであった。

南北地割は、下之郷や尼子周辺の水田畔群においても認められ、下之郷遺跡の発掘調査では、この地割に伴う畔群遺構が検出されており、8世紀後半の年代観が与えられている。宮崎幹也氏は、この南北地割は扇状地の南端部を中心として普及したものであり、扇状地全域に及ぶものではなかったとしている。今回の調査により得られた南北地割の年代観は7世紀末頃まで遡る可能性があり、下之郷遺跡での調査成果との間にやや隔たりが生じる。両者が一連の地割施行に伴うものかどうかは検討課題である。長寺地先で採用した地割が先行し、下之郷、尼子地先に波及したのか、別個のものであるのか、扇状地上での水利などとも関連させて検証することもできよう。また、先述した瓦葺建物を造営した豪族の存在は当地の南北地割の施行に対し主体的に関わっているものと思われ、扇状地開発、地割施行において中核的役割をはたしていた可能性が指摘できよう。

出土古瓦について

今回の調査において出土した瓦類をめぐっては、瓦自体の形態上の留意点と瓦を出土する遺跡の位置づけという二つの方向からの検討ができよう。

瓦の形態上の留意点としては、軒瓦に関することと、平瓦の凸面調整に関わることがある。軒丸瓦の3点は、いずれも中房の回りに珠文帯を巡らせる近江式、湖東式などとされている系統のものである。南接する愛知郡秦荘町軽野、野々目、目加田庵寺、湖東町小八木庵寺に同系統の出土がみられ、一群を形成している。また、蒲生郡、伊香郡、浅井郡においても同系統の瓦の出土がみられる。軒平瓦については、波状圧痕にもつ重弧文をも含めて、重弧文系のものは出土しておらず、2点とも独自の幾何学文をもつ。また、平瓦の凸面調整については、凸凹のある板状工具によるナデつけを施すという特色がみられる。板状工具には幾つかの異なったタイプがある

ようである。県下においては、坂田郡近江町正恩寺遺跡、米原町三大寺遺跡、大津市東光寺遺跡などにおいて類似した凸面調整を施した平瓦が出上しており、県外の例では、熊本県衛城跡、奈良県法隆寺、石川県稻舟窯の出土瓦などがある。今後、これら他遺跡出土の瓦と比較検討していくことにより、当遺跡出土古瓦についての分析をすべきである。

最後に、瓦を出土した長寺遺跡の性格、位置づけについて述べる。今回の調査においては、寺院跡の存在を確定できるような遺構は検出されなかったが、狭い範囲ながらまとまった量の瓦の出土をみたことから、瓦葺建物が存在したことはほぼ確実であり、豪族の氏寺である寺院跡と想定できよう。

しかし、一概に寺院跡としても、伽藍をそなえたものだけでなく、仏舎としての瓦葺建物の一棟のみでなるものなどもある。豪族の居宅の一角に仏殿としての瓦葺建物が造営されることも想定できる。長寺遺跡の例がいずれの形態をとるものは今後の調査の進展に期待するしかない。

また、今回想定されるような瓦葺建物をともなう寺院はいかなる契機により成立するものであろうか。造営の主体者は地方の豪族層である。一つには、仏教の地方への浸透により地方豪族が仏教に帰依することの表出として寺院、仏殿を造営することが考えられる。しかし、平安時代には廃絶に至り、比較的の短期間しか存続しない点などからは、信仰心に支えられることによって建立、維持管理されたとは考え難い面もある。また別の考え方として、瓦葺建物という極めて象徴的な構築物を造営することにより、豪族の威儀を誇示し民衆への支配力をさらに強固なものとするという、手段としての寺院建立も想像できよう。他の寺院と共に軒丸瓦により軒を飾ることが、豪族間や豪族と国家間の何らかの政治的結びつきの表出であり、寺院建立をその視点から評価していく考え方もある。これらの考え方、豪族の信仰心と政治的意図という全く次元の異なるものであり、それ故に検討もむずかしい。地方における氏寺の建立とその意義づけには、軒瓦等の顕現化してくる事象にとらわれすことなく、民衆の伝統的信仰の中にいかに仏教が受け入れられていくのかというような、心の歴史的変遷から考えていくことも求められよう。

以上、3つの点を挙げて調査成果に対しての考えを述べた。最後にまとめから得られた予察として、瓦葺建物の造営に表出されるような、地域における権力統括者、政治的経済的優位者である豪族が、その地の地割施行を伴うような水田開発において先導的、主体的役割をはたした可能性があることをあげ、今後の課題とする。

〈関連文献〉

- ・宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」(『滋賀県埋蔵文化財センター紀要2』1988年)
- ・西田弘「近江の古代瓦の諸問題」(『滋賀県埋蔵文化財センター紀要3』1989年)
- ・犬上川左岸扇状地上の古代集落遺跡の調査成果は『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X-1、XII-1、XII-2、XIV-2、XV-2』(滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会)、『尼子南遺跡発掘調査報告書』(同前、1989年)等に掲載されている。

図 版



調査前状況（調査地より北東方向をのぞむ）



発掘作業状況（第1トレンチ）



第1トレンチ 全景（西より）



第1トレンチ 東半部（西東より）



第1トレンチ 溝SD8801（西南より）



第1トレンチ 堀立柱建物SB8802（東より）



第2 トレンチ全景（東より）



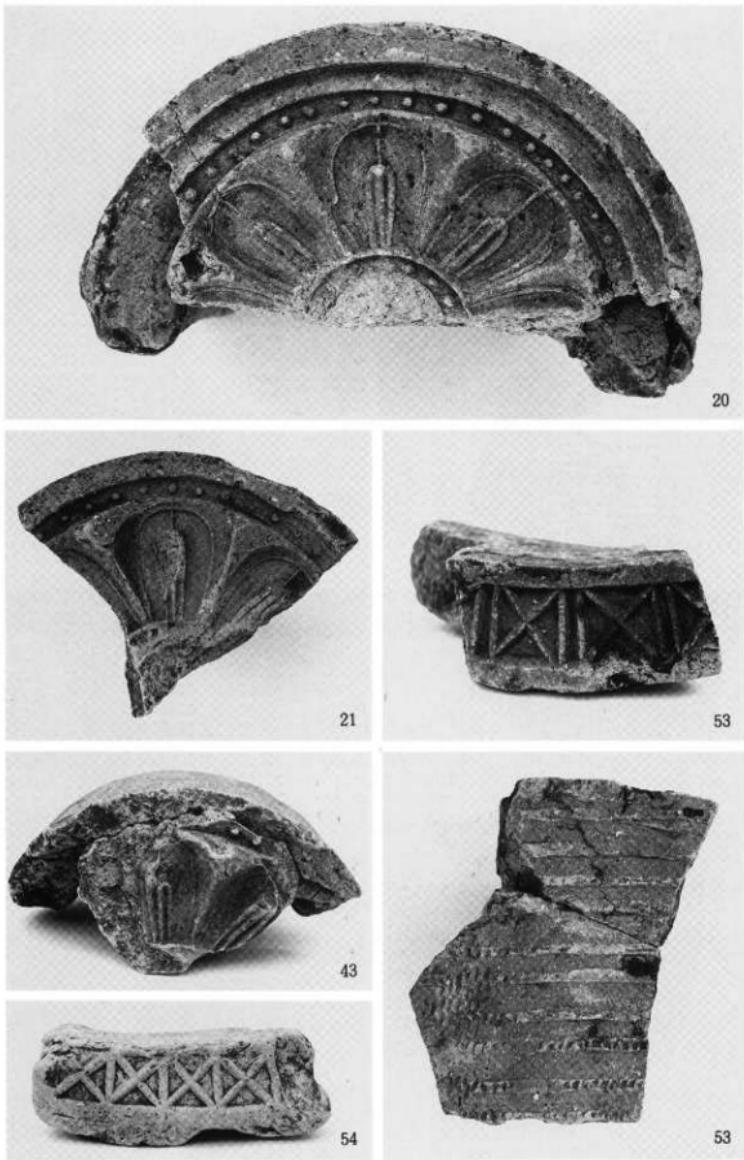
第2 トレンチ 全景（西より）



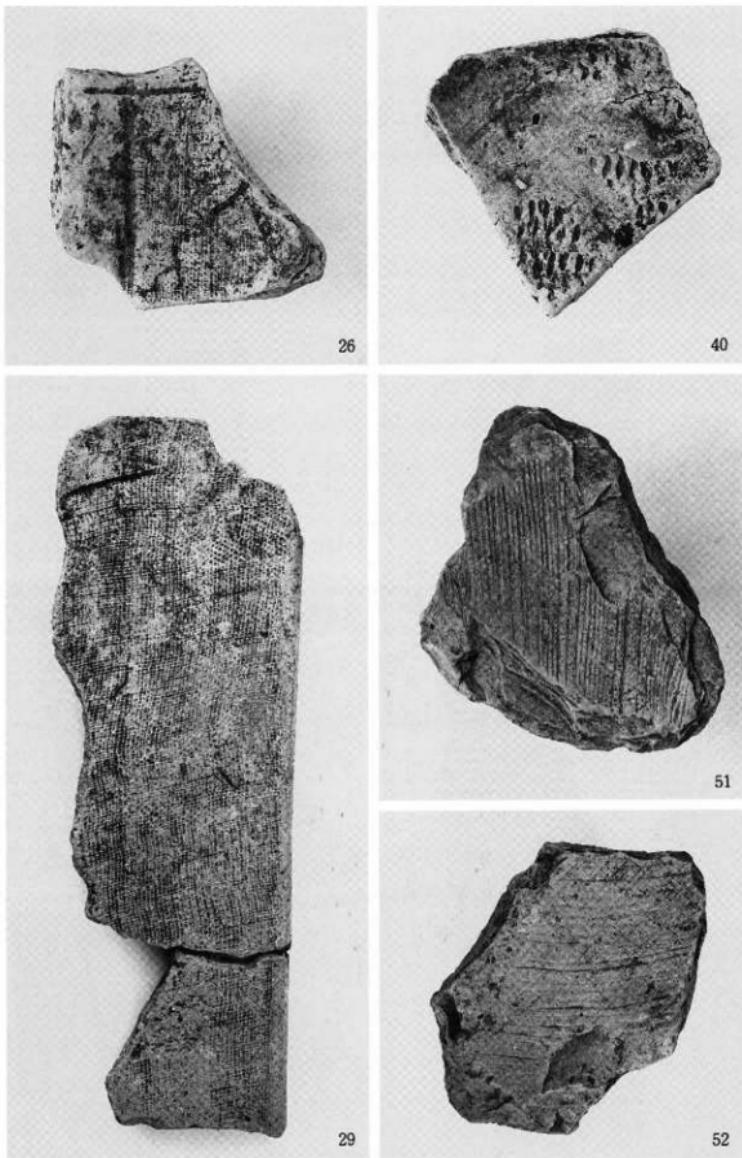
第2トレンチ 東半部（西より）



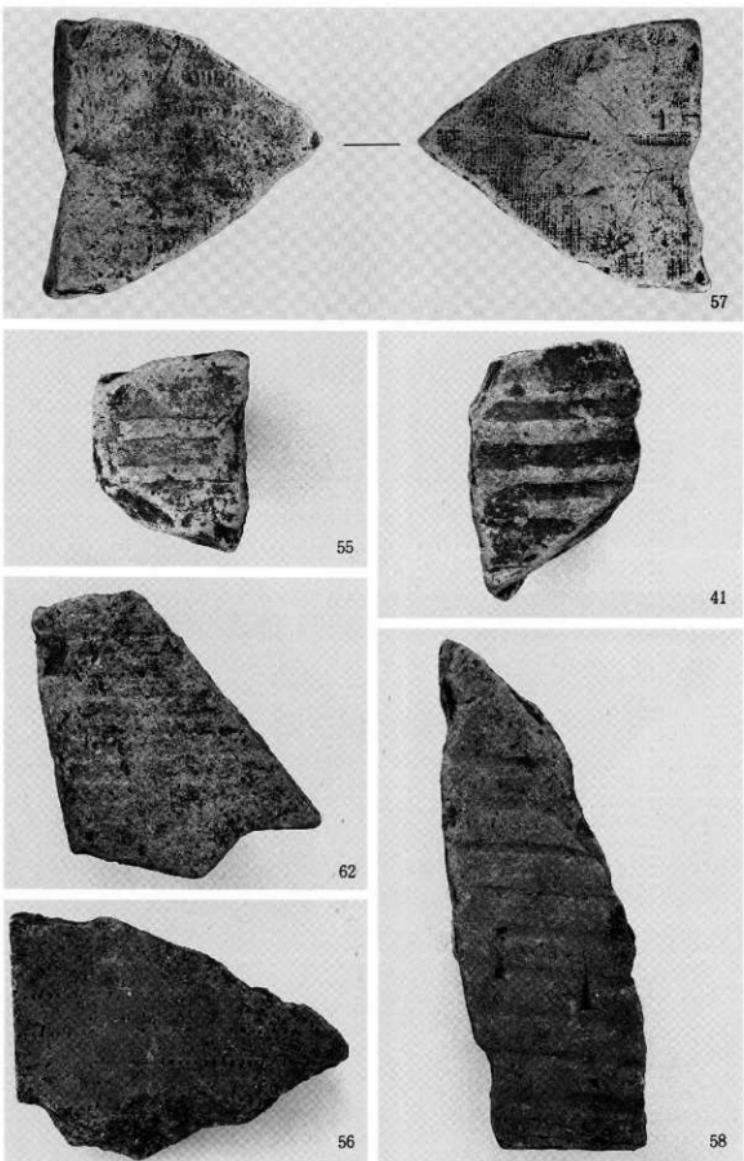
第2トレンチ 溝SD8802（西南より）



出土遺物（1）



出土遺物（2）



出土遺物（3）



59



66



61



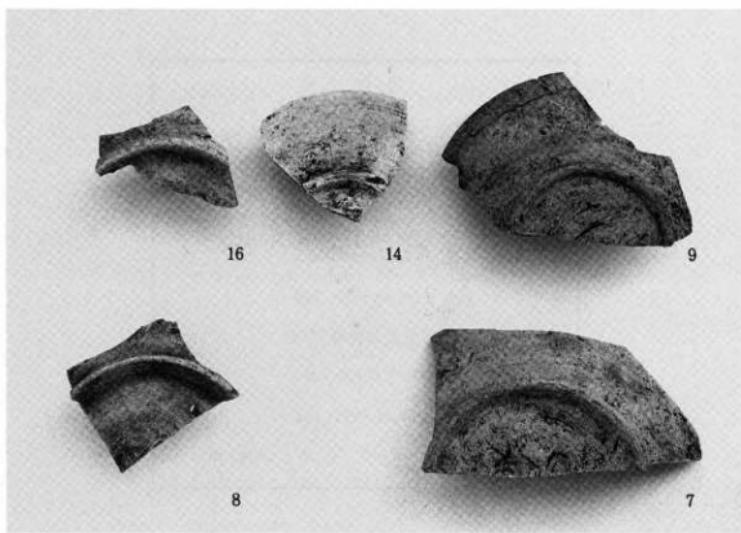
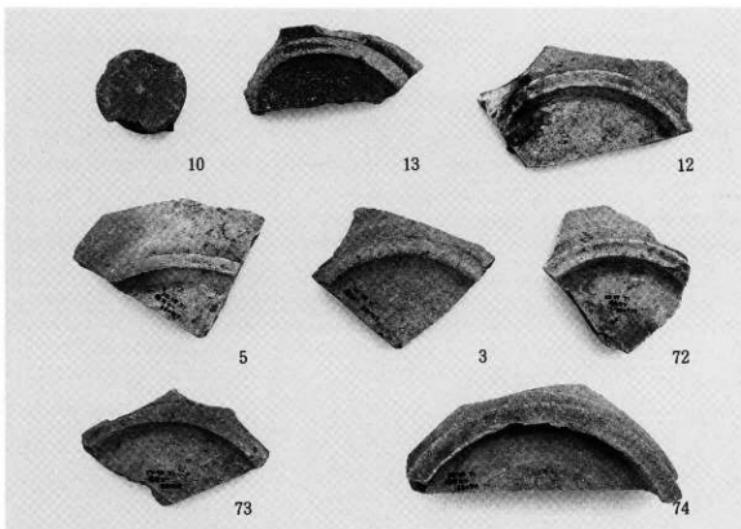
70



18



17



出土遺物（5）

平成元年 8月

は場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅦ-3

長寺（横枕古墳群）遺跡

編集・発行 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課

大津市京町四丁目1-1

電話 0775-24-1121 内線 2536

（財）滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大壹町1732-2

電話 0775-48-9781

印刷・製本 柴原印刷株式会社